

# 奨学金制度のご案内

## 高等学校等奨学金 ～部活動費、資格試験代、通学費等にご利用ください～

**申込資格** 保護者が青森県民で、学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難な高校生等に対して奨学金を貸与します。

**貸与月額** 次のうち、奨学金が必要に応じて希望する金額  
ア:18,000円 イ:23,000円 ウ:30,000円 エ:35,000円

**返 還** 無利子で、貸与終了後1年据置、貸与期間の3倍の期間内に全額返還(3年間貸与を受けた場合は9年間で返還)。また、失業等で返還が困難になった場合は、返還猶予制度があります。

**返還免除** 詳しくは、右に記載の「高等学校奨学金通学費等返還免除制度」をご覧ください。

採用の種類	対 象 者	募集期間
定期採用	高等学校等に在学する生徒	4月上旬～4月下旬
緊急採用	災害、リストラ等による家計急変があった高等学校等に在学する生徒(事由発生から1年以内の方)	随 時
予約採用	高等学校等に入学後、奨学金の貸与を必要とする中学3年生	7月上旬～9月中旬

**申込方法** 県内の各学校に配布してある申込書に必要事項を記入の上、添付書類とともに在学する学校へ提出してください。

詳しくは、[県庁HP「高校奨学金」検索](#)

## 大学入学時奨学生募集 ～大学入学時に必要となる経費に充てるための奨学金です～

**申込資格** 保護者が青森県民で、生活保護受給世帯若しくは市町村民税所得割非課税世帯又は児童養護施設等入所者のうち、令和4年4月に大学入学見込みの生徒に対して奨学金を貸与します。なお、家計が急変し、市町村民税所得割非課税世帯相当と判断される場合も申込ができます。

**貸 与 額** 10万円を単位とし、60万円以内の必要な額

**貸与時期** 大学の合格後(令和4年3月までの間)

**返 還** 大学卒業又は退学した月の翌月から起算して1年経過後8年以内に全額返還(無利子)。また、失業等で返還が困難になった場合は、返還猶予制度があります。

**募集期限** 令和3年12月24日(金)

**申込方法** 県内の各高等学校等にある申込書に必要事項を記入の上、添付書類とともに在学する学校が指定する日までに同校へ提出してください。(大学の可否決定前に出願できます。)

**返還免除要件** (次の要件を満たす場合、願い出により奨学金の返還が免除されます。)  
大学卒業後1年以内に青森県内に居住及び就業(公務員を除く)し、引き続き3年を経過すること。

詳しくは、[県庁HP「大学入学時奨学金」検索](#)



## 高等学校奨学金通学費等返還免除制度

～通学費又は下宿費の支払にかかった経費について高校奨学金において返還を一部免除する制度です～

**対 象** 公益財団法人青森県育英奨学会の高等学校奨学生のうち、次のすべてに該当する方が対象になります。(専攻科を除く。)

- (1) 奨学生が属する世帯が市町村民税所得割非課税世帯(生活保護法による生業扶助を受給している世帯を除く。)であること。
  - (2) 通学費では1月あたり1万円、下宿費(寮を含む。)では1月あたり1万2千円のいずれかを超える額を負担していること。
- なお、市町村から通学費等に係る支援を受けている場合は、それを差し引いた本人負担額によります。

**対象経費等** 次による通学費等の1月あたりの実費相当額

- (1) 通学費-奨学生の氏名が記載された通学用の定期券等の金額(バスカード、回数券は不可) ①電車、バス ②スクールバス
- (2) 下宿費又は寮費-経費の名目(入寮費、共益費、管理費等)に関わらず契約書等に記載された金額

**返還免除額** 奨学金の貸与月額又は通学費等の1月あたりの実費相当額(千円未満の端数は切り捨て)のいずれか低い方の額から通学費では1月あたり1万円、下宿費(寮を含む。)では1月あたり1万2千円を差し引いた額

<計算例>  
通学定期券(月単位)の場合  
ア 1月あたり通学費が奨学金の額を超える場合  
奨学金月額…18,000円 1ヶ月定期…25,500円→25,000円(千円未満切捨)  
返還免除額…18,000円-10,000円=8,000円/月  
イ 1月あたり通学費が奨学金の額を超えない場合  
奨学金月額…18,000円 1ヶ月定期…15,800円→15,000円(千円未満切捨)  
返還免除額…15,000円-10,000円=5,000円/月

**申込方法** 県内の各高等学校等にある「高等学校奨学金一部返還免除届(通学費等)」を1月中旬までに同校へ提出してください。(一部返還免除該当者は、年度末に、費用負担したすべての通学定期券のコピー又は下宿等の契約書のコピーを提出していただきますので保管をお願いします。)

詳しくは、[県庁HP「通学費免除」検索](#)

## 大学奨学生募集 ～充実した大学生活を送ろう～

**申込資格** 令和4年4月に大学入学見込みの方で、保護者が青森県民であり、他から奨学金の貸与予定がない方(併願はできますが、併給はできません。)

**募集人員** 90人

**貸与月額及び貸与期間** 月額44,000円 4年間(医学科等は6年間)

**返 還** 無利子で、貸与終了後1年据え置き、8年間で全額返還。また、失業等で返還が困難になった場合は、返還猶予制度があります。

貸与総額 (4年間貸与)	返還 年数	月賦の場合		半年賦の場合		年賦の場合	
		金額	回数	金額	回数	金額	回数
2,112,000円	8年	22,000円	96回	132,000円	16回	264,000円	8回

**申込方法** 県内の各高校及び各教育事務所にある願書に必要事項を記入の上、添付書類とともに、令和4年3月に高校を卒業予定の方は学校が指定する期日までに同校へ、それ以外の方は令和4年3月31日(木)までに青森県育英奨学会へ提出してください。

詳しくは、[県庁HP「大学奨学金」検索](#)

問 青森県育英奨学会(教職員課内) TEL.017-734-9820

## 母子父子寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金)

母子家庭・父子家庭・寡婦の方々にお子さんの修学資金等の貸付を行います。

**対 象 等** 母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、父母のいない児童又は寡婦が扶養する子

**対象経費** 修学するための授業料、書籍代、通学費等及び就学するための被服等の購入に必要な資金

**貸与限度額** ※高校、大学の場合

下の表にかかわらず、実際に貸付を受けられる金額は、申請される方の所得や高等教育の修学支援新制度の対象となるかどうかにより変更となります。

〈修学資金月額〉 修学期間中、毎月貸付が行われます。 〈就学支度資金〉 原則、就学前に1度のみ貸付が行われます。

	国・公立		私 立			国・公立		私 立	
	自宅通学者	自宅外通学者	自宅通学者	自宅外通学者		自宅通学者	自宅外通学者	自宅通学者	自宅外通学者
高校	27,000円	34,500円	45,000円	52,500円	高校	150,000円	160,000円	410,000円	420,000円
大学	71,000円	108,500円	108,500円	146,000円	大学	410,000円	420,000円	580,000円	590,000円

**返 還** 無利子で、貸与終了後6か月据え置き、20年以内に返還

**申込方法** お住まいの地区の下記問い合わせ先までご相談ください。  
※青森市にお住まいの方は青森市子育て支援課に、八戸市にお住まいの方は八戸市子ども家庭相談室に、お問い合わせください。



問	窓 口	電話番号	窓 口	電話番号	窓 口	電話番号
	東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室	017-734-9950	西北地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0173-35-2156	青森市子育て支援課	017-734-5334
	中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0172-35-1622	上北地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0176-62-2145	八戸市子ども家庭相談室	0178-38-0703
	三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0178-27-4435	下北地域県民局地域健康福祉部福祉総室	0175-22-2296		

## 教育支援資金

低所得者世帯の方々にお子さんの修学資金の貸付を行います。

**対 象** 他の貸付制度の利用が困難で、償還と自立が見込まれる低所得者世帯の方

貸与限度額	教育支援費 / 月	
	高等学校	35,000円以内
	高等専門学校・短期大学	60,000円以内
	大 学	65,000円以内
就学支度費	500,000円以内	

※教育支援費については、特に必要と認める場合に限り、貸与限度額の1.5倍の額まで貸付可能です。

**返 還** 無利子で、卒業後6か月以内据え置き、20年以内に返還

**申込方法** 下記問い合わせ先までご相談ください。

問 お住まいの市町村にある社会福祉協議会又は、  
青森県社会福祉協議会地域福祉課  
TEL.017-723-1391(代表)